

navigation

新杵築市誕生10周年記念
健康ふれあいプール3周年記念イベント

ときめきのプール☆シンクロ
パフォーマンスがやってくるよ

📍健康ふれあいプール(健康推進館内) ☎0978-64-0075

市では、健康ふれあいプールの開館3周年を記念して、イベントを行います。水中運動に関心のある方は、是非お申し込みください。

【日時】 11月15日(日)

【会場】 健康ふれあいプール(杵築市大字猪尾956番地)

【内容】

第1部・10時30分～12時

講演「トップスイマーから水の道化師へ」
(講師・不破 央氏)

大分シンクロクラブ演技

第2部・14時～16時

大分シンクロクラブ演技、トゥリトネスショー
ダンススイミング教室

【参加費】 無料

【定員】 ※第1部、第2部とも先着順

第1部・100人／第2部・120人(ダンススイミング教室含む)

ダンススイミング教室・20人 ※身長120cm以上(小学生以上)

【申込方法】

11月10日までに健康ふれあいプール受付に申込用紙を提出してください。

※申込用紙は市役所本庁舎、山香庁舎、大田庁舎、健康ふれあいプール受付に置いています。

navigation

杵築市嘱託員を募集します

📍総務課 人事給与係 ☎0978-62-1801

介護支援専門員(ケアマネージャー)

【募集人数】 1名

【業務内容】 包括支援センター内における
介護支援専門員としての業務

【勤務場所】 本庁舎 ※変更になる場合あり

【任用期間】

平成28年1月1日～平成28年12月31日

【勤務条件】

賃金……月額19万円

諸手当……通勤に係る費用等の支給あり

勤務時間……1日7時間

法定福利・社会保険、雇用保険あり

【応募資格】

介護支援専門員としての実務経験がある人

【申込方法】

履歴書(市販可)を総務課人事給与係(〒873-0001 杵築市大字杵築377番地1)宛に、郵送または持参してください。

【申込期間】 11月9日(月)～20日(金)

(土日・祝日を除く、8時30分～17時)

【試験日および試験内容】

11月下旬実施予定、作文および面接試験

navigation

「ファミリーサポートセンター事業」の支援者を募集します！

📍子ども子育て支援課 ☎0977-75-2408

●「ファミリーサポートセンター事業」とは●

保護者が、保育所・こども園や放課後児童クラブ等の保育時間外で子どもを保育してもらいたい場合、研修を受けた“まかせて会員”(支援者)が保育園などの施設にお迎えに行き、会員の自宅等で保護者に代わり子どもを保育します。

●“まかせて会員”(支援者)とは●

見守り時間によって利用料をいただく有償ボランティアです。子育て支援のボランティアをしたいと思っている方は研修を受けてみませんか？



【まかせて会員になれる方】

子育て中、子育て経験のある方を中心に、誰でも研修を受ければ“まかせて会員”になることができます。

【事業実施機関】

NPO法人 こどもサポートにつこ・にこ

【研修場所】 山香児童館

【募集期限】 11月9日(月)

【申込・問い合わせ先】

お電話でお申し込みください。

子ども子育て支援課(☎0977-75-2408)

NPO法人 こどもサポートにつこ・にこ

(☎0977-75-2223)

【支援者研修カリキュラム予定表】

	日程		講座項目	時間(目安)
1	11月11日(水)	9:00～10:00	開校式	2時間
		10:00～12:00	心身の発育と病気	
2	11月13日(金)	8:30～12:30	小児看護の基礎知識	4時間
3	11月20日(金)	9:30～11:30	子どもの遊び	2時間
4	11月25日(水)	9:30～12:30	子どもの栄養と食生活	3時間
5	11月27日(金)	9:30～11:30	保育の心	2時間
6	11月30日(月)	9:30～11:30	安全・事故	2時間
7	12月 1日(火)	9:30～11:30	心の発達とその問題	2時間
8	12月 3日(木)	9:30～11:30	心の発達とその問題	2時間
9	12月 7日(月)	9:30～11:30	子どもの世話	2時間
10	12月 9日(水)	9:00～12:00	事業を円滑に進めるために	3時間
合計時間				24時間

不法投棄・
ポイ捨てを
撲滅しよう



市では、不法投棄防止対策として巡回・監視パトロールや啓発看板の設置などを行っています。不法投棄があった場合は、捨てた人の手掛かりを探し出し、悪質な場合には警察とも連携して、厳しく指導を行います。

しかしながら、空き地や山林の道路脇など、人目に付かない場所へのごみの不法投棄が依然として後を絶ちません。不法投棄は景観を損ねるだけでなく、水質等の環境への影響も懸念されます。

不法投棄をすると、5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金、またはこれらが併科されます。法人が関わると、法人にも3億円以下の罰金が科せられます。

不法投棄を防止するには、市民の皆さんの一人ひとりの協力が必要です。ごみの不法投棄を発見した場合は、生活環境課へ連絡してください。市民全員で監視の目を光らせて、未然防止につなげましょう。ご協力をお願いします。

【連絡先】生活環境課(☎0978-62-1807)

（権利の行使と責務）

第7条 市民は、まちづくりに参画する権利を行使する際は自覚と責任を持つとともに、まちづくりを進める上での地域コミュニティの役割や位置づけを認識し、積極的に参画するよう心掛けます。

2 市民は、前項に掲げる権利を行使する際、これを濫用せず、常に公共の福祉の増進のために行使する責務があります。

解説

市民は、まちづくりに参画する権利がありますが、その権利を行使する場合、自覚と責任を持つことが求められるとともに、最も身近な地域(行政区、小学校区などの課題を共有し、課題解決に向け、地域コミュニティの役割や位置づけを認識し、積極的に参画することが求めらる」と定めています。

また、まちづくりに参画する場合は、常に市民全体の利益のために行使する責務があると定めています。

第8条 市民は、市政の重要事項について住民投票を請求することができます。

2 市長及び議会は、市民の意思を直接に確認し、市政

に反映させる必要があると判断したときは、住民投票を実施することができます。

3 市長及び議会は、住民投票の結果を尊重するとともに、住民投票の結果によって、実施する政策的判断について、市民に対して説明をします。

4 住民投票を実施する上で必要な事項、資格要件等は、別に定めることとします。

解説

住民投票制度は、市民生活に重大な影響を及ぼす重要な事項について、直接投票により住民の意思を問う制度です。

市民は、住民投票を請求する権利があることを明記しています。

また、市長と議会は、市民の意思を直接に確認し、市政に反映させる必要があると判断した場合には、住民投票を実施することができると明記しています。

市長と議会は、住民投票の結果を尊重するとともに、住民投票の結果によって、実施する政策的判断について、市民に対して説明することを義務付けています。

実際に住民投票を行うためには、資格要件、投票方法、成立要件など必要事項を定めた条例が必要になるため、別に定めると規定しています。